

令和 7 年 12 月 定例会  
総務委員会審査報告書（概要）

総務委員会に付託されました諸案件について、去る 9 日に委員会を開催し、審査しましたので、その経過の概要と結果について報告します。

最初に、議案第 100 号 江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について審査しました。

公費負担の限度額が引き上げられる理由は、国の限度額が引き上げられたからなのか、との質疑があり、最近の物価の変動に鑑み、公職選挙法施行令が改正され、国政選挙におけるポスター作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、同様に市議会議員及び市長の選挙におけるポスターの作成の公費負担の限度額を改正するものです、との答弁がありました。

ポスター及びビラの作成以外で限度額が改正される可能性はあるのか、との質疑があり、今回の改正では自動車の使用に関する改正はありません、との答弁がありました。

改正する単価の根拠は国から通知されているのか、との質疑があり、国からの通知には、改正単価のみが記載されており、単価の根拠は示されていません、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 101 号 江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について審査しました。

改正する単価は、議案第 100 号と同様の理由によるものなのか、との質疑があり、ポスターの作成と同様に国から通知があったものです、との答弁がありました。

公費負担の枚数の変更はあるのか、との質疑があり、市長が 1 万 6,000 枚、議員が 4,000 枚で枚数に変更はありません、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 102 号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について審査しました。

令和 7 年 9 月定例会において地方公共団体情報システムの標準化に係る予算の補正があったが、この条例改正を今定例会で提出した理由は何か、との質疑があり、情報システムの標準化に伴って標準準拠システムに住登外者宛名番号管理機能が実装され、この機能を利用する場合は地方自治体において条例の整備が必要であるとの考え方が国から示されたことに基づくものです、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 110 号 江南市防災行政無線（同報系）更新工事請負契約の変更について審査しました。

契約金額が減額となった理由は何か、との質疑があり、契約金額を変更する主な理由は、当初 500 台と見込んでいた戸別受信機について、高性能スピーカーの導入に伴い、聞こえない範囲の縮小が見込まれることから、市民への無償配付は行わず、主要な防災拠点である公共施設等を中心に配備するため、300 台に縮小したことなどによるものです、との答弁がありました。

変更金額が戸別受信機を縮小した 200 台分ということだと、戸別受信機に係る価格が約 3 万円になるということなのか、との質疑があり、変更金額については、減額要素は戸別受信機の台数の縮小ですが、そのほかに Jアラートにかかる機器の更新などの増額要素があり、総額として、562 万 8,700 円の減額になるものです、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 114 号 令和 7 年度江南市一般会計補正予算（第 6 号）について、各課ごとに歳入歳出一括で審査しました。

最初に、総務委員会所管の人員費などに関わる予算について審査しました。

当初予算編成時から職員数が33人減っている理由は何か、との質疑があり、予算編成以降の自己都合退職者25人と内定辞退者9人を合わせた34人から、令和7年度途中での新規採用者1人を差し引きした33人です、との答弁がありました。

10年前と比較して退職者の増減はどうか、との質疑があり、令和6年度は、定年退職者が7人、自己都合退職者が27人の合わせて34人で、平成27年度は、定年退職者が16人、勸奨退職者が3人、自己都合退職者が9人の合わせて28人となっており、いずれも全体の退職者数は30人前後ですが、自己都合退職者は増加しています、との答弁がありました。

予算編成以降の自己都合退職者25人の年齢構成と職種の内訳はどうなっているか、との質疑があり、年齢構成については、20代が7人、30代が11人、40代が4人、50代以上が3人、職種については、事務職7人、消防職2人、保育職12人、保健職2人、労務職2人です、との答弁がありました。

自己都合退職が増えている原因と対策をどのように考えているのか、との質疑があり、主な原因は、人手不足を背景として、若手職員の転職に対する意識の変化などが考えられ、その対策については、定期的なワン・オン・ワンミーティングなどを通じて、日頃から管理職が若手職員の声に耳を傾けるとともに、メンタルヘルスやハラスメント対策、働き方改革を推進することで、安心して働くことができる職場環境を作っていくことが重要と考えています、との答弁がありました。

庁舎内の空調について、時間外も含めて適切な温度に管理してほしい、との要望がありました。

内定辞退者9人のうち、保育士は5人とのことだが、採用予定人数は確保できているのか、との質疑があり、早期の採用試験を実施する中で、ある程度の内定辞退者を見込んで採用計画を立てており、欠員とならないよう人員を確保しています、との答弁がありました。

保育士の人材確保が求められる中、処遇改善の検討状況はどうか、との質疑があり、人事部門とこども未来課とで連携し、保育園の状況を把握しながら対応しています、との答弁がありました。

保育手当の新設など、保育士の採用者数を確保するための施策を検

討してほしい、との要望がありました。

早期の採用試験の合格発表はいつ頃出るのか、との質疑があり、5月下旬頃です、との答弁がありました。

大口町や犬山市、岩倉市の職員のほうが、給料水準が高いという市民の声を聞いているため、他市町の給料と比較したデータを示してほしい、との要望がありました。

これまで自己都合退職者の中で、退職代行業者を利用して退職した職員はいるのか、との質疑があり、本市ではそうした事例はありません、との答弁がありました。

市長は1日1回、庁舎内を回るなど、職員とのコミュニケーションを取るようにしてはどうか、との質疑があり、職員とのコミュニケーションは重要であり、市長に進言していきます、との答弁がありました。

次に、企画部企画課と市民サービス課について、それぞれ審査しましたが、質疑はありませんでした。

次に、総務部財政課について審査しました。

令和7年度末における財政調整基金の残高の予測はどうか、との質疑があり、今定例会の予算編成までに、合計21億8,174万4,000円の繰入れをしており、現時点の想定では、年度末の残高は約23億円前後となる見込みですが、今後の補正予算により増減する可能性があります、との答弁がありました。

次に、危機管理室防災安全課について審査しました。

防災行政無線整備等事業について、予算減額の要因は何か、との質疑があり、戸別受信機の台数を減らしたことなどによる直接工事費約960万円の減額、Jアラートにかかる機器の更新による直接工事費約470万円の増額が主な要因です、との答弁がありました。

戸別受信機の無償配付先はどこか、との質疑があり、施設としては、防災拠点である指定避難所などの公共施設、協定福祉避難所、江南警察署、江南厚生病院、尾北医師会など、個人としては、消防団長、自主防災会会長、市議会議員などに配付する予定です、との答弁がありました。

戸別受信機の台数について、どこを減らすのか、との質疑があり、市の幹部職員分や自主防災会会長以外の各区の役員分を減らします、との答弁がありました。

防災行政無線が聞こえないというクレームがあった場合には対応を検討すると聞いたが、その予算の担保はあるのか、との質疑があり、戸別受信機の無償配付の台数についてはこれ以上増やす予定はありませんが、有償配付については、市民からの要望があれば検討します、との答弁がありました。

以前に配付した戸別受信機の返却状況と、その処分方法について質疑があり、以前に配付した戸別受信機はまだ使えるため、ほとんど返却されていない状況で、返却された戸別受信機の処分は、現在実施している防災行政無線の更新事業の請負業者に依頼しています、との答弁がありました。

毎年交代する区長や自主防災会会長に配付する戸別受信機の管理方法について、どのように考えているのか、との質疑があり、毎年開催する自主防災会会長会議の折に、戸別受信機の引継ぎを確認していきます、との答弁がありました。

戸別受信機の管理体制をしっかりと整えてほしい、との要望がありました。

以前に配付した戸別受信機は今後全く使えなくなってしまうのか、との質疑があり、防災行政無線を受信できなくなりますが、ラジオとしてはそのまま使用できます、との答弁がありました。

Jアラートの受信機を更新するために戸別受信機の台数を減らしたのか、との質疑があり、戸別受信機の台数を減らした理由についてJアラートの受信機の更新は関係なく、聞こえない区域を特定することが非常に困難であることなどから、市民への無償配付を行わないために減らしたものです、との答弁がありました。

最近の家は防音性が高く屋内で防災行政無線が聞こえないという話を聞くが、屋内で聞こえる必要があるのではないか、との質疑があり、防災行政無線の設計上は市内全域で音が聞こえますが、最近の家は防音性が高いため、全ての家の屋内で音が聞こえることは機能的に困難です。防災行政無線は情報伝達の一つのツールであると考えており、それ以外にテレビやラジオ、あんしん・安全ねっとメール等を活用して情報の収集に努めていただくよう啓発していきます、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。